

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、地域住民の話し合いにより、国民年金制度発足前の昭和 36 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、また、夫から、地域の組織を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたことを聞いていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 2 月 14 日に夫婦連番で払い出されたものと推認され、払出時点以降において申立期間に係る国民年金保険料は現年度納付することが可能である上、申立人及びその夫は、申立期間以外の国民年金保険料を完納していることから、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人及びその夫と同様、昭和 36 年 2 月 14 日に国民年金手帳記号番号が払い出され、かつ申立期間当時、同じ地域に居住していたことが確認できる複数の被保険者は、ごく一部を除き、申立期間において、未納とされている期間は確認できないことから、地域の組織を通じて納付していたとする申立人の夫が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月1日から43年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年8月1日に、資格喪失日に係る記録を43年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、42年8月から43年1月までは2万円、同年2月から同年5月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月10日から43年6月1日まで

私は、昭和42年6月10日から43年5月31日まで、A社の本社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、昭和42年8月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「申立人とは、私がA社に入社した頃に、同僚として会ったことがある。」旨を供述している。

また、オンライン記録によると、申立人がA社での自分の後任者として氏名を記憶する同僚は、昭和43年5月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚は、「申立人は、私がA社に入社してから約1か月後に退社した。」旨を供述している。

さらに、申立人及び当時の複数の同僚から、申立期間当時、A社の本社勤務者として氏名の挙がった同僚（7人）は、オンライン記録によると、いずれも同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当時の事務担当者は、「当時、A社では、試用期間は設けておらず、全員、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていた。よって、申立人が厚生年金保険に

未加入であったとは考えられない。」旨を供述していることから、申立人についても、他の同僚と同様、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと考えることが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月1日から43年6月1日まで、A社に勤務し、42年8月から43年5月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代である同僚のA社の被保険者原票の記録から、昭和42年8月から43年1月までは2万円、同年2月から同年5月までは3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は昭和54年4月2日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年8月から43年5月までの期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和42年6月10日から同年8月1日までの期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等について、同僚からの供述は得られない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和42年6月10日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月 10 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 54 年 10 月 28 日から 56 年 10 月ごろまで

私は、A社に勤務していた期間のうち、同社での厚生年金保険加入期間が昭和 54 年 7 月 1 日から同年 10 月 28 日までとされ、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間①及び②において、A社に勤務していたことは認められるものの、当該同僚の供述からは、申立人の同社での勤務期間を特定することはできない。

また、当時のA社の役員及び経理担当者は、「申立人は、繁忙期のみ雇用されていた季節労働者であり、正社員のように継続して厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと思う。」旨を供述している上、申立人も、「具体的な時期は覚えていないが、同僚が怪我をしたことを契機に、社会保険に加入したい旨を会社に申し出た記憶がある。」旨を述べていることから、同社では、申立人の希望により、厚生年金保険の被保険者資格を取得及び喪失させていたものと考えても不自然ではない。

さらに、オンライン記録によると、申立人のA社での厚生年金保険加入期間は昭和 54 年 7 月 1 日から同年 10 月 28 日までとされ、当該期間は申立人の同社での雇用保険加入期間と一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②において国民年金に加入し、かつ申請免除期間とされていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 5 月 26 日まで

私は、昭和 31 年 9 月から平成 13 年 3 月まで、A 社に継続勤務していたにもかかわらず、同社 B 支所に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 34 年 7 月 1 日に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、35 年 5 月 26 日に同社で被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、申立人は、同社入社後申立期間にかけて、同社 B 支所に継続勤務していた旨を主張している。

しかし、当時の同僚からは、「申立人と私は、A 社の正社員となるまで、C 県内の夜間高校に通いながら同社の D 支所にアルバイトとして勤務していた期間があった。しかし、申立人は、私が A 社に正社員として入社した昭和 35 年 5 月の 1 年ぐらい前から、同社の D 支所には勤務していなかった。」旨の供述が得られ、申立人も、「A 社の B 支所には、正社員となってから勤務することとなったことを思い出した。」旨を述べている上、申立人が在籍していた高等学校によると、申立人は、昭和 35 年 3 月に同校を卒業していることが確認できることから、申立人は、申立期間において、A 社の B 支所に勤務していなかったことが推認できる。

また、申立人は、前述により、申立期間当時、C 県内に居住していたことが推認できるものの、E 社（A 社の後継会社）が保管する資料によると、当時、C 県内には、A 社の事業所は D 支所しか存在していなかったことが推認でき、前述の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社 D 支所に勤務

していたとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことを供述する同僚等は見当たらず、申立期間における申立人の勤務実態等は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。